

退職者医療制度は、本人の自己負担と保険税のほか、職場の健康保険などからの拠出金が財源となっています。退職者医療制度の対象となっているのに届出をしないと、本来は職場の健康保険などからの拠出金で負担する医療費分まで国保の負担になってしまいます。国保の適正運用のためにも、対象となったら必ず担当窓口まで届出をお願いします。

・届出に必要なもの 年金証書（加入期間と受給権取得年月が確認できるもの）、印鑑

◇県単医療（県障・県親・県子・単子・県老）受給者は、加入している健康保険が変わったときは届出が必要です。担当窓口まで届出をしてください。

・届出に必要なもの 県単受給者証、新しい保険証、印鑑

※各種届出の際に、窓口に来られた方の本人確認をさせていただきますので、身分確認ができるもの（運転免許証等）をお持ちください。また、窓口に来られる方がその世帯の世帯主以外の場合は、委任状の添付が必要です。委任状には世帯主と窓口に来られる方の印鑑が必要です。

お問い合わせ 市役所 市民生活課 国保係 ☎63-5112 または各支所・行政サービスセンター

国民健康保険からのお知らせ

70歳～74歳の方へ

平成25年4月から医療機関での窓口負担1割が継続される予定です

70歳から74歳までの方が医療機関等にかかった場合の窓口負担は、所得によって1割または3割負担となっています。保険証兼高齢受給者証の一部負担金の割合が「2割（平成25年3月31日までは1割）」と記載されている方は、平成25年4月から2割負担に引き上げとなる予定でしたが、当面の間、1割負担のまま据え置きとなる見通しです。決定しましたら、再度お知らせします。

国民健康保険の加入者で、1割負担のまま据え置きとなる対象者には、新しい「保険証兼高齢受給者証」を3月下旬に郵送しますので、差替えてご使用ください。

お問い合わせ 市役所 市民生活課 国保係 ☎63-5112

年金のご相談はこちらへ 平成25年度の予約制年金相談所の開設日をお知らせします

会場・時間	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
両津地区公民館 ☎27-4181 午後0時40分～3時			15日		17日		18日		20日				19日
佐渡中央会館 ☎57-2711 午後1時30分～5時		17日		19日		21日		16日		18日		19日	
新穂地区公民館 ☎22-2075 午前9時～11時40分		18日		20日		22日		17日		19日		20日	
小木町商工会 ☎86-2216 午前8時50分～10時50分				20日						19日			

年金相談を受けるときは、事前に電話予約が必要です。

※台風等により佐渡汽船が欠航する場合や、災害などによりやむを得ず開催日や受付時間に変更になる場合もありますので、ご了承ください。

予約の連絡先 日本年金機構 新潟西年金事務所 お客様相談室 ☎025-225-3008

※基礎年金番号をご用意のうえお電話ください。